

みやぎの消費生活情報

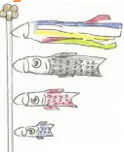
Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆訪問購入のルールが定められました！
- ◆乳幼児の製品事故に注意
- ◆消費生活センターからのお知らせ

5 May
月号

第38号



5月は「消費者月間」です

「消費者月間」とは？

消費者保護基本法（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されたことにちなんで、毎年5月が「消費者月間」と定められました。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、各地で消費者問題に関する啓発や教育等が集中的に行われます。

宮城県においては、県庁のロビーにて、パネル展（5/27～6/7）を開催します。

今年度のテーマ

「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」

昨年12月「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、消費者教育をさらに充実させていくための取組を行っていくこととなりました。

特に近年では、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化する中で、消費者トラブルは深刻化しています。このような状況に対し、一人一人が、自立した消費者となり、消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与していくため、まずは自ら学ぶことから始めてほしいという趣旨で、平成25年度消費者月間統一テーマが掲げられました。



訪問購入のルールが定められました！

近年、自宅に突然押しかけてきた業者に、貴金属などを強引に安値で買い取られたといったトラブルが急増してきました。

こんなトラブルが起きています。

1. 悪質な勧誘

- ・断ってもしつこく勧誘された。
- ・「着物を買う」と電話だったが、訪問時には「指輪を売ってくれ」と言われた。

2. 契約内容や業者の連絡先が分からない。

- ・返して欲しいが、連絡先が分からない。
- ・何を買い取られたのか記憶があいまいになってしまい、業者と交渉しにくい。

3. クーリング・オフができなかった。

- ・契約後、すぐクーリング・オフを申し入れたが「買取の場合はできない。」「キャンセル料をいただく。」と言われた。

4. 一度引き渡すと、原状回復は難しい。

- ・買い取られた貴金属を返してもらおうと思ったら、「もう溶かしてしまった」と言われた。

そのため

平成25年2月21日から、改正された特定商取引法が施行され、「訪問購入」が規制されることになりました。

そのポイントは次のとおりです。

- ・自動車（2輪のものを除く。）
 - ・本、CD、DVD、ゲームソフト類
 - ・家具 ・有価証券
 - ・家電（携行が容易なものを除く。）
- は対象外です。

訪問購入の規制のポイント

- ① 「飛び込み勧誘」が禁止されました。
- ② 契約書面を消費者に渡すことが義務づけられました。
- ③ 8日間以内であればクーリング・オフができるようになりました。
- ④ クーリング・オフ期間中は品物を引き渡す義務がなくなりました。



皆様へのアドバイス

1. 頼んでいないのに勝手に訪ねてくる業者は相手にせず、絶対に家に入れない。
2. 自分から業者を呼んだ場合でも一人では対応しない。
3. 契約したときは「契約書面」を必ず受け取り、大切に保管する。
4. 不安や迷いがある場合は、クーリング・オフ期間中、品物を引き渡さず手元に置き、本当に売るかどうかをよく考える。
5. しつこく勧誘されたり、脅されたりしたら、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

乳幼児の製品事故に注意



日常使用している製品で乳幼児が事故に遭うケースがあります。事故を未然に防ぐためには、保護者の方がそばにつき添い注意を払うことはもちろん、使用する製品の取扱説明書をきちんと読み理解することが大切です。

今回は、他機関でも注意喚起している製品事故を2つ御紹介します。よく読んで事故の防止に努めましょう。

歯ブラシによる事故

乳幼児が歯磨き中に歯ブラシをくわえたまま転倒し、口腔内に歯ブラシを突き刺す等の事故情報が報告されています。

保護者の方へのアドバイス

- ❑ 歯ブラシを口に入れたり、手に持たせたまま歩き回らせないようにしましょう。
- ❑ イスや踏み台などから転落してケガをすることもがあるので、不安定な場所での歯磨きは避けましょう。

出典：消費者庁，（独）国民生活センター

幼児用ベッドでの事故

乳幼児がベッドから転落する事故が発生しています。

保護者の方へのアドバイス

- ❑ 使用を終えた前枠や扉は元の位置に戻しましょう。
- ❑ つかまり立ちをして柵を乗り越えないよう、使用上の注意を守りましょう。
- ❑ 止め金やねじがしまっているか確認しましょう。

出典：経済産業省，（独）製品評価技術基盤機構

消費生活センターからのお知らせ

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、以下のとおりです。また、5月18日（土）と19日（日）は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、御了承ください。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30				
5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※ □で囲ってある日の相談受付時間は、午前9時から午後4時までです。

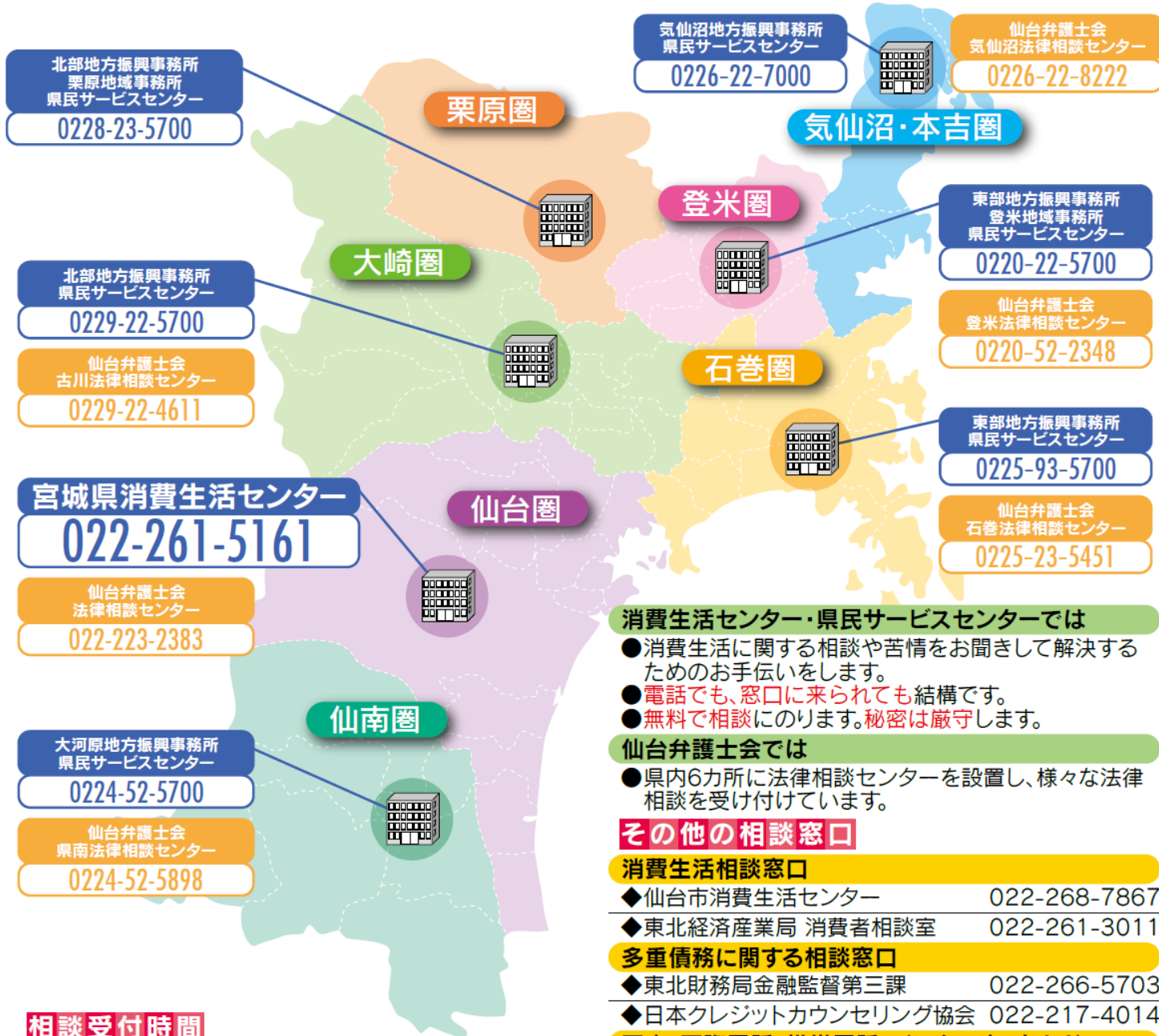
※ ×の日は、お休みです。



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

